

# 説明資料

金融庁  
平成26年

# 目次

1. 政府の取組み(「日本再興戦略」改訂2014)・・・・・・・・・・3
2. 平成26事務年度 金融モニタリング基本方針の概要・・・・・・・・9
3. 中小・地域金融機関に対する監督・検査  
(平成26事務年度 金融モニタリング基本方針より)・・・・・・・・19
  
- (参考)中小企業等に対する経営支援等の取組み・・・・・・・・25

# 1. 政府の取組み

「日本再興戦略」改訂2014

## 成長戦略（改訂版）

- 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）
  - ・「コーポレートガバナンス・コード」の策定等
  
- 立地競争力の更なる強化（金融・資本市場の活性化等）
  - ・国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮
  - ・資金決済高度化等
  - ・豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立
  - ・IFRSの任意適用企業の拡大促進
  - ・企業の競争力強化に向けた取組
  
- 地域活性化/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新
  - ・地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等

## 日本産業再興プラン 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

### ◆ 「コーポレートガバナンス・コード」の策定等

- 東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋頃までを目途に基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年の株主総会のシーズンに間に合うよう新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する。

## 日本産業再興プラン 金融・資本市場の活性化等

### ◆ 国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮

- 証券決済等のインフラ整備やASEAN諸国との債券発行に係る書類・手続の共通化を進める。
- 英語による金融行政のワンストップ窓口の活用を進める。
- 本邦金融機関のアジアでの活動をサポートする体制の強化を進める。
- 上場インフラファンド市場の創設やヘルスケアREITの組成に向けた環境整備を推進する。
- 総合取引所を可及的速やかに実現する。

### ◆ 資金決済高度化等

- 即時振込みなどの資金決済の高度化に向けた取組を促す。

### ◆ 豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立

- NISAの普及促進に向け、ニーズを踏まえた施策の推進や金融経済教育の充実等により投資家の裾野拡大を図る。
- 投資信託の運用に係る透明性の向上及び投資家の利益を第一に考えた投資商品の提供に向けた取組を進める。
- 受託者としての責務を果たし真に投資家のための運用が行われるための総合的な環境整備について検討を行い、本年中に結論を得る。

## 日本産業再興プラン 金融・資本市場の活性化等

### ◆ IFRSの任意適用企業の拡大促進

- IFRSの任意適用企業の拡大促進に努める。
- IFRSへの移行を検討している企業の参考とするため、「IFRS適用レポート(仮称)」を作成・公表する。

### ◆ 企業の競争力強化に向けた取組

- JPX日経インデックス400について、先物の早期上場を支援するなど普及・定着のための積極的な取組を促す。
- 監査の質の向上、公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組を促進する。

## 日本産業再興プラン 地域活性化/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

### ◆ 地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等

- 金融機関による事業性を重視した融資や、関係者の連携による融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組が十分なされるよう、監督方針や金融モニタリング基本方針等の適切な運用を図るとともに、地域金融機関による「経営者保証に関するガイドライン」の活用を図る。
- 地域金融機関等による地域経済活性化支援機構等を通じた地域企業の経営における専門人材の活用に取り組む。同機構による企業の早期経営改善等を支援するファンドの設立・資金供給の促進を図る。

# (参考)「まち・ひと・しごと創生本部」の基本方針(平成26年9月12日第1回本部決定)

## 1. 基本目標

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。

そのために、国民が安心して働き、希望通り結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくる。人口減少・超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、景気回復を全国津々浦々で実感できるようにすることを目指し、従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を、中長期的な観点から、確かな結果が出るまで断固として力強く実行していく。

## 2. 基本的視点

50年後に1億人程度の人口を維持するため、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むとともに、それぞれの「地域の特性」に即した課題解決を図ることを目指し、以下の3つを基本的視点とする。

### (1) 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現

・人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する。

### (2) 「東京一極集中」の歯止め

・地方から東京圏への人口流出(特に若い世代)に歯止めをかけ、地方に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望を実現する。東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

### (3) 地域の特性に即した地域課題の解決

・中山間地域等において、地域の絆の中で高齢者をはじめ全ての人々が心豊かに生活できるよう、小さな拠点における制度縦割りを排除した「多世代交流・多機能型」の生活サービス支援を推進する。

・地方中枢拠点都市及び近隣市町村、定住自立圏における「地域連携」を推進し、役割分担とネットワークを形成することを通じて、地方における活力ある経済圏を形成し、人を呼び込む地域拠点としての機能を高める。

・大都市圏等において、過密・人口集中に伴う諸問題に対応するとともに、高齢化・単身化を地域全体で受け止める「地域包括ケア」を推進する。

### 3. 検討項目と今後の進め方

#### (1) 検討項目

各本部員は、基本目標の実現のため、以下の項目について集中的に検討を進め、改革を実行に移す。

- ①地方への新しいひとの流れをつくる
- ②地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る
- ⑤地域と地域を連携する

#### (2) 今後の進め方

まち・ひと・しごと創生本部は、人口減少克服・地方創生のための「司令塔」として、まち・ひと・しごと創生会議等における議論を統括し、必要な施策を随時実行していく。このため、国と地方が総力をあげて取り組むための指針として、国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を年内にも決定するとともに、地方における取組を積極的に支援していく。

政策の企画立案・実行に当たっては、地方創生担当大臣において調整し、一元的・効果的・効率的に政策を実施する。

### 4. 取り組むに当たっての基本姿勢

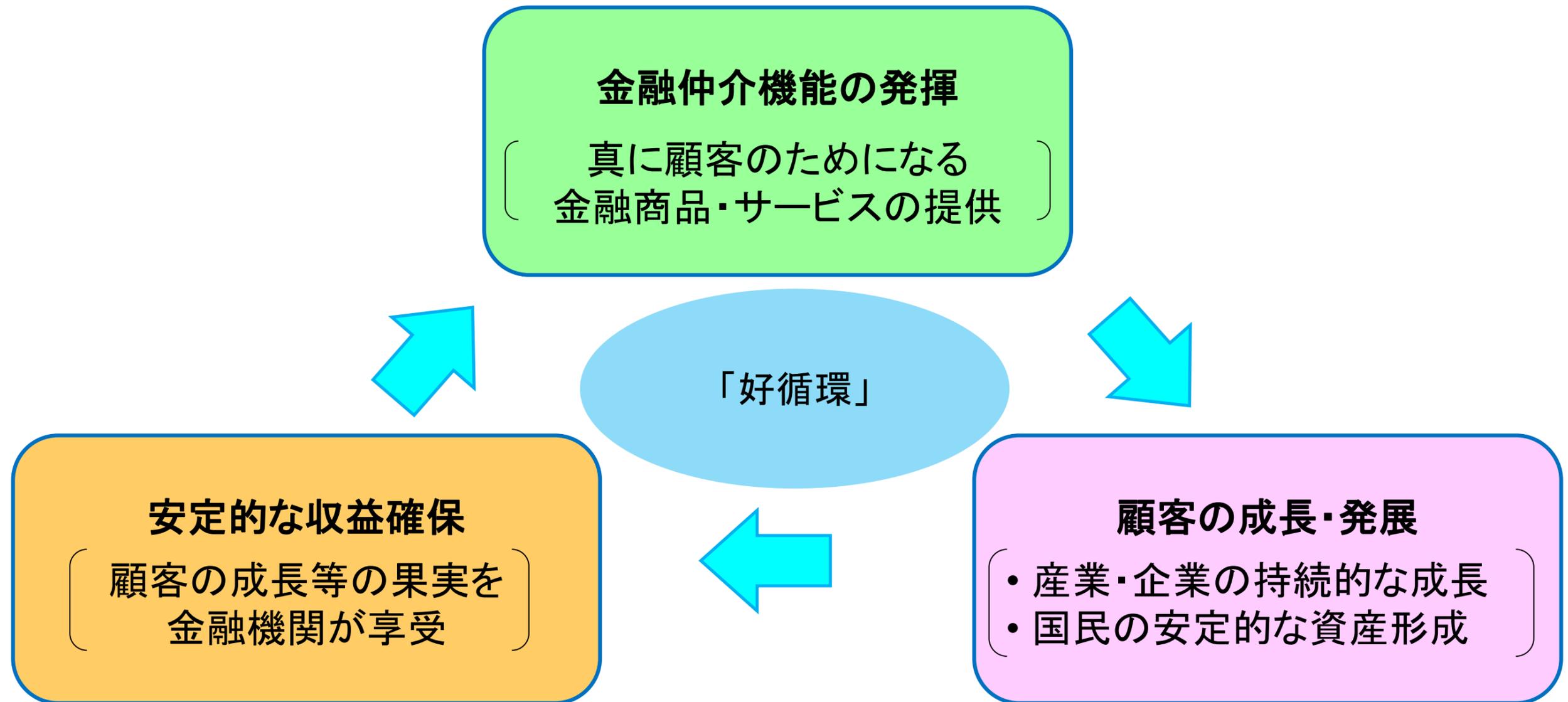
人口減少克服・地方創生のためには、具体的な政策目標を掲げ、その実現に向けて従来型の発想にとらわれず英知を結集し、あらゆる効果的な政策手段を総動員しなければならない。「縦割り」を排除するとともに、個性あふれる「まち・ひと・しごと」創生のため、全国どこでも同じ枠にはめるような手法は採らない。そのためには、地方自治体等が主体的に取り組むことを基本とし、その活気あふれる発意をくみ上げ、民間の創意工夫を応援することが重要となる。本部員は、こうした点を踏まえ、以下の基本姿勢で取り組む必要がある。

- ①的確・客観的な現状分析と将来予測を踏まえた、中長期を含めた政策目標(数値目標)を設定の上、効果検証を厳格に実施し、効果の高い政策を集中的に実施する。「バラマキ型」の投資などの手法は採らない。
- ②各府省庁の「縦割り」を排除し、ワンストップ型の政策を展開する。例えば、地域再生のためのプラットフォームを整備するとともに、地方居住推進のためのワンストップ支援や小さな拠点における生活支援など、同じような目標・手法の施策は統合し、効果的・効率的に実施する。
- ③人口減少を克服するための地域の効果的・効率的な社会・経済システムの新たな構築を図り、税制・地方交付税・社会保障制度をはじめとしたあらゆる制度についてこうした方向に合わせて検討する。
- ④地方の自主的な取組を基本とし、国はこれを支援する。国と地方及び地方自治体間で連携・協働するとともに、地域に根ざした民間の創意工夫を後押しする。
- ⑤現場に積極的に出向き、地域における先進・成功事例だけでなく、成功には至らなかった事例も含め、得られた知見を今後の政策展開に生かす。

## 2. 平成26事務年度 金融モニタリング 基本方針の概要

# I 今事務年度の監督・検査の基本的な考え方

## デフレ脱却と「好循環」の実現



(金融仲介機能発揮の前提としての)

**金融システム・金融機関の健全性の維持**

## Ⅱ 重点施策①

### 1. 顧客ニーズに応える経営

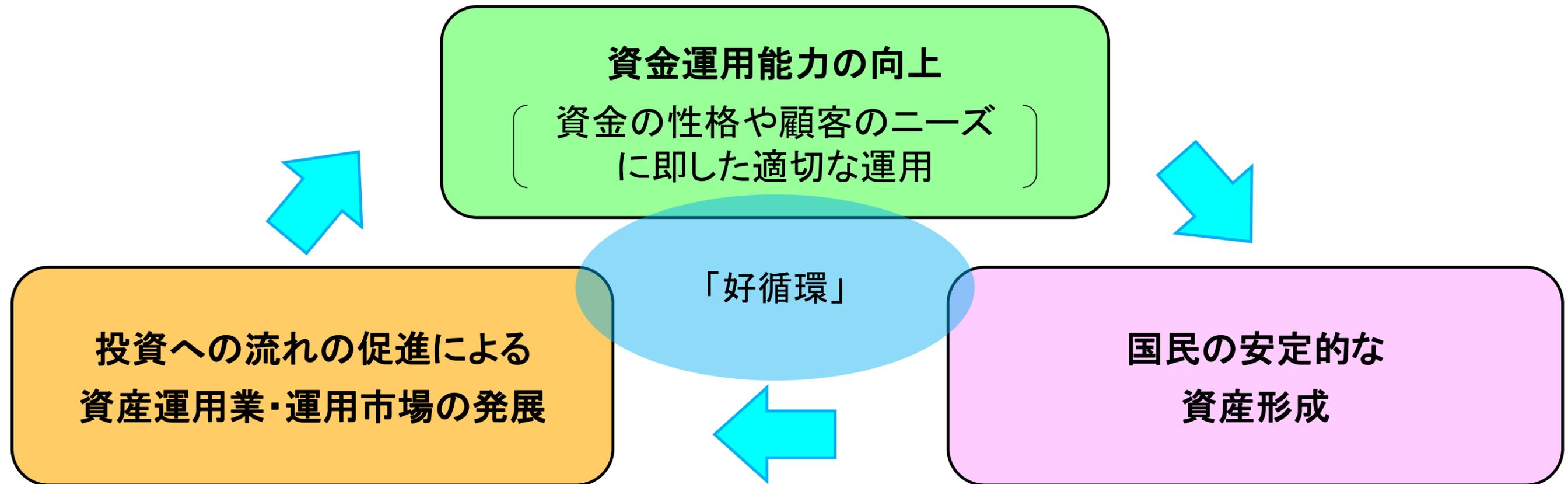
- － 金融機関が顧客を第一に考え、真に顧客の利益になる金融商品・サービスを提供しているか  
検証。
  - （例）・優越的地位の濫用や利益相反が生じていないか。
  - ・手数料や系列関係にとらわれることなく金融商品・サービスが提供されているか。

### 2. 事業性評価に基づく融資等

- － 企業活動の国際化や人口減少が進展する中、企業・産業が活力を保って経済を牽引することが重要。
  - グローバル企業・産業の国際競争力維持・強化。
  - 人手不足の中、ローカル企業・産業の生産性向上による雇用や賃金の改善。
- － 銀行等が財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容、成長可能性を適切に評価し、融資や助言を行うための取組みを検証。

## Ⅱ 重点施策②

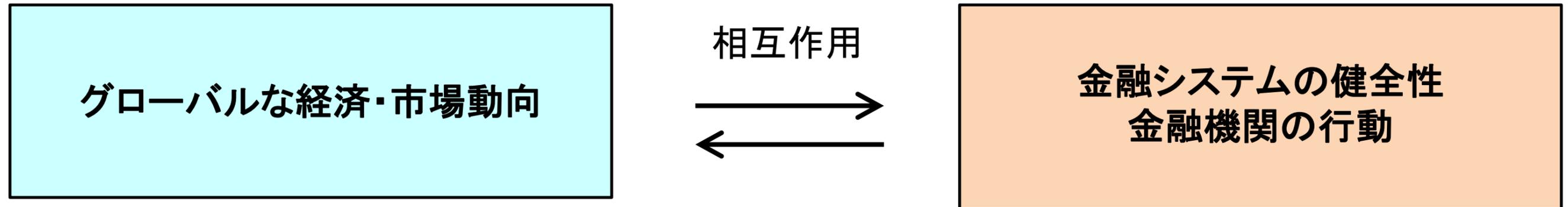
### 3. 資産運用の高度化



- 商品開発・販売・運用等それぞれに携わる金融機関がその役割・責任(フィデューシャリー・デューティー)を果たすことが必要。
- 金融機関の経営姿勢、提供されている商品・サービス、業績評価等について検証。
- 金融機関自身による有価証券運用についても、資産規模や資金の性格に見合った運用やリスク管理が行われているか検証。

## Ⅱ 重点施策 ③

### 4. マクロ・プルーデンス



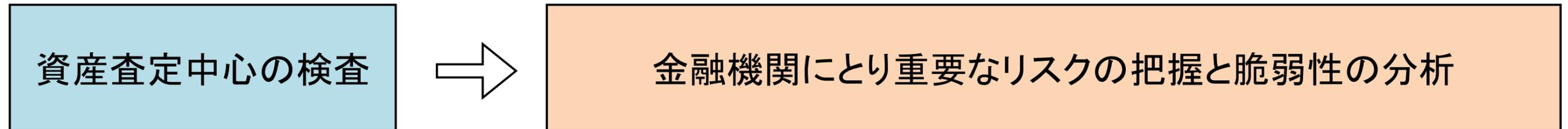
- ① グローバルな経済や市場動向が、金融システムや金融機関の健全性に与える影響
- ② 金融機関の行動が、経済・市場全体に与える影響

をフォワードルッキングに把握・分析するとともに、金融機関のリスク管理態勢を検証。

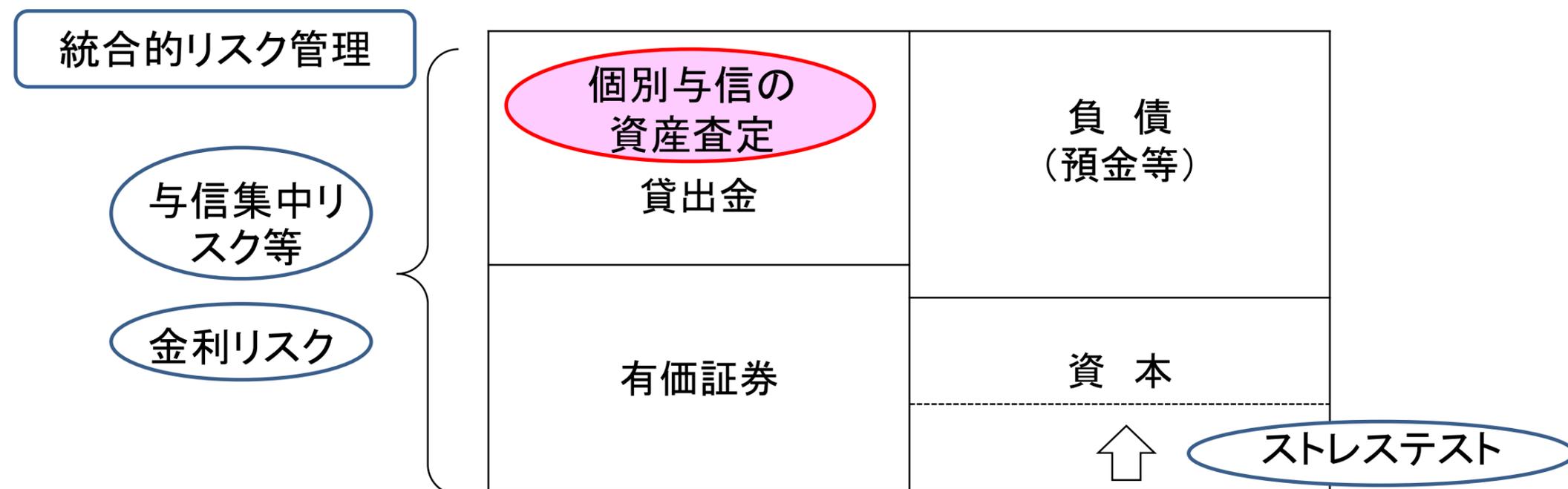
- (例)
- ・世界的に拡大が続いている信用市場の転換。
  - ・デフレ脱却に応じた金利や各種資産価格の変動。

## Ⅱ 重点施策④

### 5. 統合的リスク管理



- 金利リスクや与信集中リスクの管理態勢、ストレステストの活用等を検証。
- こうした検証を前提として、個別の資産査定については、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外は原則として銀行の判断を尊重。



## Ⅱ 重点施策 ⑤

### 6. ビジネスモデルの持続可能性と経営管理

- ー 持続可能でないビジネスモデルは、将来的に金融機関の健全性を脅かす。
  - 人口減少等事業環境が変化する中におけるビジネスモデルの持続可能性について、金融機関と議論。
  - 経営管理態勢(ガバナンス)が機能しているかについて検証。  
(例) 社外取締役を含む取締役会や監査役会等の各機関が実質的にどのように機能を発揮しているか。

### 7. 顧客の信頼・安心感の確保等

- ー 情報セキュリティの確保、インターネットバンキング不正送金やサイバー攻撃等への対応状況、業務継続体制の整備、反社・マネロン対応等の取組みを検証。

## Ⅱ 重点施策 ⑥

### 8. 東日本大震災からの復興の加速化

- 産業復興と地域再生が本格化する段階において、地域の核となるような産業や企業の育成、環境変化を踏まえた街づくり等を金融機関が支援することが重要。
- 二重ローン問題に引き続き取り組むとともに、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた金融面での支援を促進。

### 9. 公的金融と民間金融

- 金融機関や顧客へのヒアリング等を通じ、公的金融と民間金融の競合・補完状況について実態把握等を行い、公的金融と民間金融のより望ましい関係をいかに実現するかにつき、関係者と議論。

# Ⅲ 具体的なモニタリングの取組み

## 1. オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化

- 監督局と検査局が共通の方針の下で緊密に連携しながらモニタリングを進め、金融機関の負担軽減を図る。

## 2. より良い業務運営に向けての建設的な対話の促進

- 金融機関との建設的な対話を通じ、金融機関が横並び意識を排し、自主的に創意工夫を凝らしながら、より優れた業務運営と顧客へのサービスの質の改善に向け、健全な競争が行われることを促進。

## 3. 国際的な連携の強化

- 金融機関業務のグローバル化や金融取引の国際化の進展を踏まえ、
  - 国際的な金融規制の議論に従来以上に積極的に貢献。
  - 各国当局との連携強化による、より効果的・効率的な監督。
  - 諸外国の監督の動向把握による金融庁自身の監督手法の継続的改善。

## 4. 関係者との対話の充実、情報収集の強化

- 金融機関のステークホルダー(株主、顧客、社外取締役、営業現場の職員、自主規制機関、地域社会等)との意見交換や情報収集。

# 中小・地域金融機関に対する監督・検査(概要)

## 1. 地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮

- 様々なライフステージにある企業の事業内容や成長可能性などの適切な評価を踏まえた解決策の検討・提案、支援の実行。
- 事業性評価を重視した融資や経営改善・生産性向上等への支援強化(地域経済活性化支援機構の積極的な活用)。
- 特に、地域金融の中核的な担い手となっている地域銀行等は、地域経済の活性化に向けた取り組みを主導する役割を發揮。

## 2. 顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保

- 真に顧客のためになるサービス提供、金融サービスを安心して利用できる環境の整備。

## 3. 中長期的に持続可能性の高いビジネスモデルの構築

- 人口の減少等が予測される中、5～10年後を見据え、中長期的に持続可能なビジネスモデルを構築。

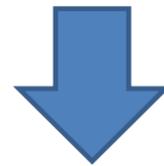
## 4. 健全性の確保

- 事業環境の変化等に適切に対応できる経営管理態勢の構築。
- リスク管理態勢や収益管理態勢の充実、財務基盤の強化。

### 3. 中小・地域金融機関に対する監督・検査 (平成26事務年度 金融モニタリング基本方針より)

# 1. 地域金融機関における課題と今事務年度の考え方

地域金融機関は、地域の経済・産業活動を支えながら、地域とともに自らも成長・発展していくという「好循環」の実現に向けた取組みを強化することが求められている



- 地域金融機関は、地域の経済・産業の現状や課題を適切に認識・分析するとともに、分析結果を活用し、様々なライフステージにある企業の事業内容や成長可能性などを評価（「事業性評価」）した上で、解決策を検討・提案し、必要な支援を実行
- 目利き能力の発揮による事業性評価を重視した融資や、コンサルティング機能の発揮による企業の経営改善・生産性向上の支援等の取組みを一層強化
- 特に、地域金融の中核的な担い手となっている地域銀行等は、地域経済の活性化に向けた取組みを主導する役割を發揮  
信用金庫・信用組合は、地域・中小企業専門の協同組織金融機関として、会員・組合員に期待される役割を發揮
- 地域金融機関は、こうした役割の発揮のために必要な機能やその前提となるリスク管理態勢、経営体力の一層の強化を図ることが重要

○ 人口の減少等が予測される中、5～10年後を見据え、中長期的に持続可能なビジネスモデルの構築

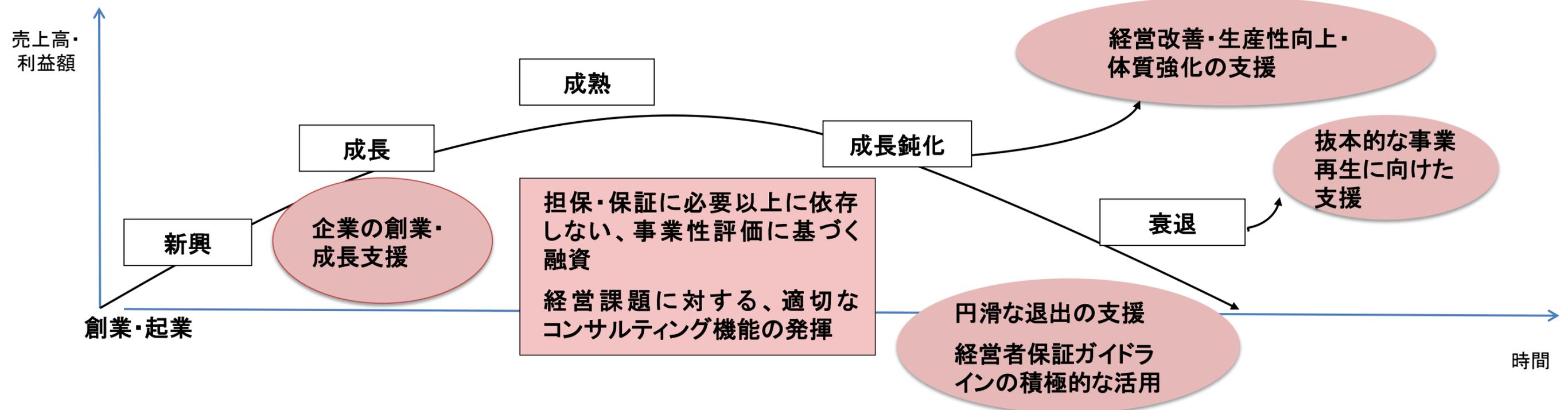
# 2-1 金融仲介機能の発揮のための施策・着眼点

## (1) 地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮(その1)

### ① 取引先企業の適切な評価、解決策の提案及び実行支援

- 必要に応じ、外部機関や外部専門家を活用しつつ、事業性評価や解決策の提案及び実行支援
  - 主要な営業地域の経済や産業の現状や課題の分析
  - 取引先企業の状況等(特に、ビジネス上重要な取引先企業の経営状況や経営課題、ニーズ)の把握

### 企業のライフステージ(イメージ)



- 引き続き、中小企業に対する円滑な資金供給等の適切な対応を促す
- 地域経済活性化支援機構(REVIC)の機能※の積極的な活用(特に、地域金融機関による企業の事業性等の分析や必要な解決策の提案等の機能向上が図られるよう、専門家派遣機能の効果的活用を促す)
  - ※ 専門家の派遣、企業に対する直接の再生支援、事業再生・地域活性化ファンドへの出資・運営、保証付債権等の買取り等
- 地域や利用者に対する積極的な情報発信

# 2-1 金融仲介機能の発揮のための施策・着眼点

## (1) 地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮(その2)

### ② 東日本大震災からの復興の加速化

- ・ 産業復興と地域再生が本格化する段階において、地域の核となるような産業や企業の育成、環境変化を踏まえた街づくり等を金融機関が支援することが重要
- ・ 二重ローン問題に引き続き取り組むとともに、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた金融面での支援を促進

### ③ 公的金融と民間金融

- ・ 金融機関や顧客へのヒアリング等を通じ、公的金融と民間金融の競合・補完状況について実態把握等を行い、公的金融と民間金融のより望ましい関係をいかに実現するかにつき、関係者と議論

## (2) 顧客ニーズに即したサービス提供

### ① 顧客ニーズ等を踏まえた適切な商品・サービスの提供

- ・ 効果的・効率的な資産運用手段の提供、住宅ローン等の適切な説明・審査態勢、投資家の金融リテラシー向上に向けた取組み

### ② 顧客の利便性向上のための取組み

- ・ 資金決済の高度化、身体障がい者や高齢者も安心して利用できる施設の整備等

## (3) 顧客の信頼・安心感の確保等

### ① 業務の継続性の確保(業務継続体制の整備等)

### ② 情報セキュリティ管理の徹底

### ③ サービスの不正利用の防止

(インターネットバンキング不正送金やサイバー攻撃等への対応状況、反社・マネロン対応等)

# 2-2 金融機関の健全性の確保のための施策・着眼点

## (1) フォワード・ルッキングなリスク管理

### ① マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督・検査

- 運用態勢(運用や管理に係る人的資源の配分状況を含む)やリスク管理態勢
- 流動性の低い商品等に関する投資の状況、損益や自己資本への影響等

### ② 統合的リスク管理態勢の確立・強化、ビジネスモデルに応じたリスク管理態勢や収益管理態勢の充実

- 適切なストレステストの実施、その結果を踏まえた経営方針の策定やリスク管理態勢向上の取組み
- 部門別・セグメント別・地域別の収益性や業務の特性を踏まえた適切な収益管理態勢
- 借手企業や与信が集中するセクターの特性等を踏まえた融資の審査・管理態勢の整備状況
- 個別の資産査定については、引当等の管理態勢や統合的リスク管理態勢等の検証を前提として、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外は原則として金融機関の判断を尊重

### ③ 財務基盤の強化

- 適切な金融仲介機能の発揮のために必要な財務基盤の強化、将来を見据えた資本政策等の検討・実施を促す
- 信用金庫・信用組合は、中央機関と一層緊密に連携して対応。

## (2) 経営管理態勢(ガバナンス)の強化

- 競争力・収益力の向上を図るための経営戦略・業務展開等を着実に進めていくためには、実効性のある経営管理態勢の構築が重要。以下の点も含め、経営管理態勢が実際にどのように機能しているかを検証

- ・ 社外取締役の設置状況や機能発揮に向けた態勢整備
- ・ 持株会社を有するグループにおいては、グループ全体の経営管理の高度化に向けた取組み
- ・ IT戦略について、経営戦略と整合的なものとなるよう、経営陣が主体的に議論
- ・ 信用金庫・信用組合における理事会による監督機能及び監事監査・外部監査等の監査機能の向上等の取組み

# 3. 監督・検査の手法

## 3-1 地域銀行

- 日常的に検査局・監督局(財務局を含む)一体でモニタリングを実施
- 検査局において、地域銀行の規模等に応じて複数のモニタリング・チームを組成。各チームは、監督局(財務局を含む)と一体となって、継続的なデータ収集・分析等によるプロファイリングの充実を中心とした、オフサイト・モニタリングを実施
  - こうしたプロファイリング等を踏まえ、必要な範囲でターゲット検査を実施
- 地域銀行の経営管理のあり方などの業界横断的な重要テーマについては、水平的レビューの手法を活用しつつ検証

## 3-2 協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)

- 各財務局の検査部門・監督部門が一体となってモニタリングを実施(検査局に組成されたモニタリング・チームと監督局は、一体となって、各財務局のモニタリングを積極的に支援)
- 継続的なデータ収集・分析やヒアリング等により、金融機関の規模・特性等を考慮したプロファイリングを充実するとともに、当該プロファイリング等を踏まえた、効果的・効率的なモニタリングを実施

(参考) 中小企業等に対する  
経営支援等の取組み

## I. 保証契約時等の対応

### 1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

- (1) 保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要
  - 法人と経営者の関係を明確に区分・分離
  - 財務状況や経営成績の改善を通じた返済能力の向上等による信用力の強化
  - 信頼性の高い情報を債権者に開示・説明
- (2) 債権者は、保証の機能を代替する融資手法(注1)のメニューを充実  
(注1) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等
- (3) 上記の経営状況等が将来に亘り維持されると見込まれる場合、保証を求めない融資や代替的な融資手法を活用する可能性を検討

### 2. 経営者保証の契約時の債権者の対応

- やむを得ず保証契約を締結する場合、以下の対応に努める
- (1) 主債務者や保証人に、保証契約の必要性、必要性が解消された場合の保証契約の変更・解除等見直しの可能性等を丁寧かつ具体的に説明
  - (2) 適切な保証金額の設定
    - 形式的に保証金額を融資額と同額とせず、保証人の資産及び収入の状況等を総合的に勘案して設定
    - 保証履行請求額に一定の基準日以降の保証人の収入は含まないなどの適切な対応を誠実に実施する旨を保証契約に規定

### 3. 既存の保証契約の適切な見直し

- 保証契約の見直しの申入れ時には、主債務者、保証人及び債権者は上記 1. や 2. に即して対応するが、特に事業承継時には以下のように対応
- (1) 主債務者や保証人は、経営者交代の事業への影響を説明するなど債権者の情報開示要請に適切に対応
  - (2) 債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、必要性を改めて検証。前経営者との保証契約の解除についても適切に判断

## II. 保証債務の整理手続（準則型私的整理手続(注2)を原則利用)

### 1. 経営者の経営責任の在り方

一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質、事業再生への影響等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることに経済合理性が認められる場合には、これを許容

### 2. 保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

- 残存資産の範囲の決定に際し、保証人の履行能力、保証人の経営責任や信頼性、破産手続の自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案
- 保証人は、自らの資力の情報開示、表明保証を行い、支援専門家が情報の正確性を確認
- 債権者は、保証人の要請を受け、回収見込額の増加額(注3)を上限として、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始等のため一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討
- 事業継続に必要な資産は、保証人から法人に譲渡し、保証債務の返済原資から除外

### 3. 保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い

保証人が表明保証した資力が事実に反した場合は追加弁済する旨の契約締結等の要件が充足されれば、債権者は残存する保証債務の免除に誠実に対応

### 4. その他

- ① 債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告、登録しない
- ② 平成26年2月1日より適用(準備体制が整った金融機関には先行適用)

(注2) 中小企業再生支援協議会、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続

(注3) 破産手続に至らなかったことや、早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたことに伴う回収見込額の増加額

## I. 保証契約時等の対応 — 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

中小企業が、保証を提供せずに資金調達を希望する場合は、以下のような対応が求められる

### 1. 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

- ・本社、工場等の事業用資産は法人所有とすることが望ましい。資産の処分が契約において制限されている場合や、自宅兼店舗等で明確な分離が困難な場合等には、適切な賃料を支払う。
- ・事業上の必要性が認められない法人から経営者への貸付は行わない、個人として消費した費用(飲食代等)について法人の経費処理としない
- ・取締役会の適切な牽制機能の発揮等による社内管理体制の整備、「中小企業の会計に関する基本要領」等に拠った信頼性のある計算書類の作成

### 2. 財務基盤の強化

- ・今後も借入を順調に返済し得るだけの利益(キャッシュフロー)の確保
- ・業況の下振れリスクを勘案しても、借入金全額の返済が可能な内部留保の蓄積

### 3. 適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保

- ・決算書上の各勘定明細(資産・負債明細、売上原価・販管費明細等)の提出
- ・年1回の本決算の報告のみでなく、試算表・資金繰り表等の定期的な報告

⇒こうした対応状況についての公認会計士、税理士等の外部専門家による検証の実施と、対象債権者に対する検証結果の適切な開示が望ましい

## 金融機関等の対応

内外からのガバナンスが十分働いている場合

経営者保証を求めない可能性の検討

内外からのガバナンスが十分ではない場合

代替的な融資手法(注1)の活用を検討

(注1)停止条件又は解除条件付保証契約等

## II. 保証債務の整理手続 — 保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

### ▶保証人の手元に残る資産

- 破産手続における自由財産(現金99万円や差押禁止財産等破産財団に属しないとされる財産)
- 経営者たる保証人による早期の事業再生等の着手の決断に対し、債権者は(主たる債務と保証債務を合算した)回収見込額の増加額(注2)の範囲内で、上記の自由財産に加えて、安定した事業継続等のため、「一定期間の生計費に相当する現預金」や「華美でない自宅」等を残存資産に含めることを検討(ただし、主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始したときは、この限りでない)。  
(注2)破産手続に至らなかったこと、あるいは早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたこと、に伴う債権者の回収見込額の増加額

### <残存資産検討の目安>

- ▶ 一定期間の生計費に相当する現預金: 「一定期間」 ⇒ 雇用保険の給付期間(90日~330日)の考え方を参考  
「生計費」 ⇒ 1月当たりの「標準的な世帯の必要生計費」として民事執行法施行令で定める額(33万円)
- ▶ 華美でない自宅: 安定した事業継続等に必要の場合 ⇒ 残存資産に含めることを検討

上記に該当しない場合

⇒ 当分の間住み続けられるよう、処分換価の代わりに、当該資産の公正な価額から担保権者等への優先弁済額を控除した金額の分割弁済を許容

# 「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集の公表（平成26年6月4日公表）

## 【目的】

- 本年2月より適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関して、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、公表。
- これにより、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組みが促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくとともに、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考となること、さらには、その他の経営支援の担い手が行う経営支援の一助となることを期待。

## 【主な構成】 掲載事例（23事例）

### 経営者保証に依存しない融資の一層の促進（11事例）

- 経営者保証を求めなかった事例
- 経営者保証の機能を代替する融資手法を活用した事例

### 既存の保証契約の適切な見直し（6事例）

- 保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例
- 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例 等

### 適切な保証金額の設定（4事例）

- 経営者保証以外の手段による保全状況等を考慮して、保証金額の設定、減額を行った事例

### 保証債務の整理（2事例）

- 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例
- 事業再生ADRを活用して保証債務を整理した事例

## <事例①—経営者保証に依存しない融資の一層の促進>

### 融資に際し経営者保証を求めなかった事例

#### 【主債務者及び保証人の状況、事案の背景等】

- 当社は、HIDランプ（高輝度放電ランプ）を主力とする自動車用照明器具製造・販売業者であり、近年はLEDランプも好調なため、売上、キャッシュフローともに安定的に推移している。
- 取引金融機関は当行をはじめ4行で、当行と県外地銀が各々貸出シェア30%前後であり、並行してメイン行となっている。
- 当社の今年度の資金調達に当たり、「経営者保証に関するガイドライン」を説明したところ、可能であれば、今後は経営者保証なしで借入したいとの要望があった。

#### 【経営者保証に依存しない融資の具体的内容】

- 当行の検討においては、当社が同族会社であることから適切な牽制機能の発揮には未だ課題が残っているものの、以下のような点を勘案し、当社への融資に当たり経営者保証を求めないこととした。
  - ① 当社は、以前から「中小企業の会計に関する基本要領」に拠った計算書類を作成しており、法人と経営者の間に資金の貸借はなく、役員報酬も適正な金額となっているなど、法人と経営者の資産・経理が明確に区分・分離されていること
  - ② 当社の収益力で借入金の返済が十分可能であり、また、借換資金の調達余力にも問題がないこと
  - ③ 情報開示の必要性にも十分な理解を示し、適時適切に試算表や資金繰り表により財務情報等を提供しており、長年の取引の中で良好なリレーションシップが構築されていること
- なお、並行してメイン行となっている県外地銀も、今後は経営者保証を求めない予定とのこと。

## <事例②—既存の保証契約の適切な見直し>

### 経営者の交代に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例

#### 【主債務者及び保証人の状況、事案の背景等】

- 当社は、自動車用品卸売業者であり、ガソリンスタンドを主な販売先とし、業況は堅調に推移している。
- 今般、当社から経営者の交代の連絡を受けた際に、当行において「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証契約の適切な見直しが必要な状況に該当するものと判断し、当社にその旨を説明したところ、前経営者の保証の解除とともに、新経営者からの保証も可能であれば提供せず取引を継続したい旨の意向が示された。

#### 【保証契約の見直しの具体的内容】

- 当社の意向を受けて、当行において検討したところ、以下のような点から、法人と経営者との関係の区分・分離が図られていること等を勘案し、前経営者の保証を解除するとともに、新経営者に対しても新たな保証を求めないこととした。
  - ① 事業用資産は全て法人所有であること
  - ② 法人から役員への貸付がないこと
  - ③ 当社の代表者は内部昇進での登用が中心であり、その親族は取締役就任しておらず、取締役会には顧問税理士が監査役として参加しているなど、一定の牽制機能の発揮による社内管理態勢の整備が認められること
  - ④ 法人単体の収益力により、将来に亘って、借入金の返済が可能であると判断できること
  - ⑤ 財務諸表のほか当行が求める詳細な資料（試算表等）の提出にも協力的であること

## <事例③—保証債務の整理>

### 事業再生ADRを活用して保証債務を整理した事例

#### 【整理の申し出を行うに至った経緯・状況等】

- 当社は、宿泊業者であり、過去、多額の資金を投じ設備投資や事業の多角化を行ったものの、企図した投資効果を得られずに過剰債務・債務超過に陥った。
- その後、一定のキャッシュフローの創出はできていたが、事業価値を維持するための設備投資資金の調達が困難であることや競争環境が厳しくなったこと等から、自主再建は困難と判断されたため、メインの地元銀行から抜本的改善スキームの必要性を説明し、事業再生ADRを活用した事業再生計画の策定に着手した。

#### 【当該整理の具体的内容】

- スポンサーから出資・貸付により拋出を受けた資金を金融債務の一部弁済に充て、残りは債務免除を受けることで再建を図ることとなった。事業再生計画の概要は以下のとおり。
  - 金融機関の債権(うち大半を経営者が連帯保証)について、スポンサーからの出資・貸付、不動産の売却等、経営者の保証履行で一部を弁済し、残りの債務については免除した。
- 経営者の保証債務については、「経営者保証に関するガイドライン」に即して、以下のような形で保証債務の免除を行うこととした。
  - 保証人が保有資産の内容を開示するとともに、その正確性について表明保証を行い、支援専門家である弁護士がその適正性について確認を行った旨の報告書の提出を行った。
  - 保証人が、表明保証を行った資力の状況が事実と異なる場合には追加弁済を行う旨を表明した。
  - 早期再生に伴う回収見込額の増加額は、スポンサーからの出資・貸付により主たる債務の一部弁済に充てた金額であった。
  - 保証人の退職金により、保証債務の一部を履行した。
  - 保証人の残存資産については、以下のとおりとした。
    - 破産手続の自由財産に相当する現預金
    - 生命保険を解約した場合の返戻金(破産手続においても自由財産として認められる可能性が高いことを考慮)
    - 自宅(華美とは認められず、今後の生活の維持を考慮)
- 生命保険の解約返戻金のほか、自宅を残存資産として保証人に残したことにより、その後の保証人の生活再建に大きく寄与することとなった。

# 専門人材の活用について

## 専門人材の活用に係る取組み

- 中小企業等の経営支援の実効性を高めていくためには専門人材を活用することが有効な手段の一つであり、「日本再興戦略改訂2014」において「地域金融機関が、今後の企業の本業支援や産業の再生支援等に必要な機能や態勢及び経営体力の強化を図っていくよう促していく」とされているところ
- 中小企業等のライフステージや業種に応じた本業支援ができる専門人材の発掘・組織化は遅れており、当該人材を、中小企業等に適切につなぐ仕組みも不十分。地域金融機関が取引先企業の経営課題を見極め、専門人材と中小企業等の”つなぎ役”としての役割を発揮するなど、専門人材を適切に活用できる仕組みについて検討
- また、地域金融機関による専門人材の積極的な活用を促すため参考事例集を公表

## 専門人材の活用に係る参考事例概要

### ものづくり支援

- 生産性や技術力向上に当たって、現場指導ができる大手製造業OBの技術者等を活用する事例

### 販路拡大支援

- ビジネスマッチングに当たって、大手企業OBや地元出身の現役経営者等を活用した事例
- 製品ブランド化に当たって、マーケティング専門家等を活用した事例

### 海外展開支援

- 海外現地パートナー企業や海外工業団地の紹介に当たって、商社OBを活用した事例

### 創業支援

- 商工団体、金融機関や専門家をネットワーク化し、課題を解決している事例

### 全般的な経営支援

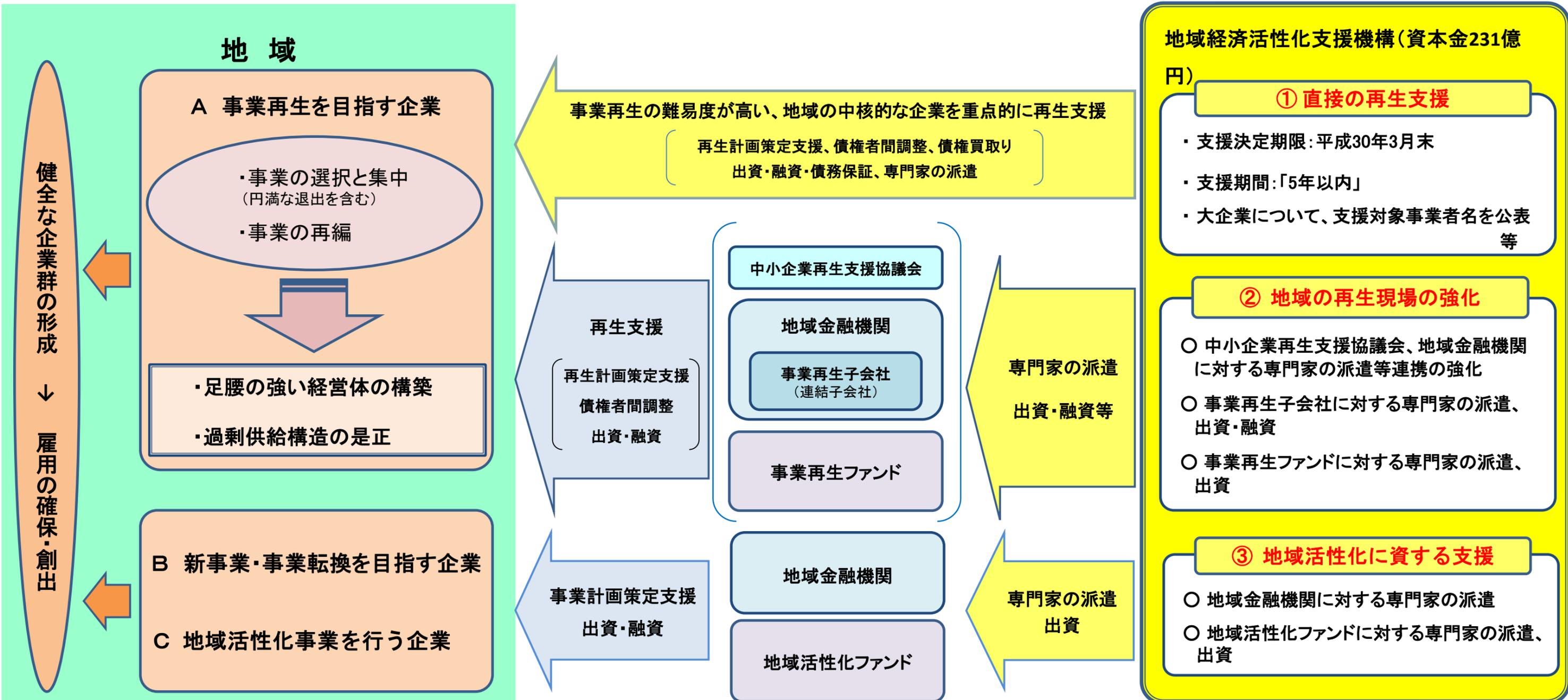
- 中小企業の抱える経営課題に応じて、地元企業OB等を専門家として派遣している事例

# 地域経済活性化支援機構の概要

平成25年3月18日、企業再生支援機構を「地域経済活性化支援機構」へ抜本的改組・機能拡充し、業務開始

〔 英文名 : Regional Economy Vitalization Corporation of Japan 略称 : REVIC (レヴィック) 〕

事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた**事業再生支援**や、**新事業・事業転換**及び**地域活性化事業**に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた**地域経済の活性化**を図る。



※地域経済活性化支援機構は、時限的に設立された機構であり、ファンド等への出資決定期限は平成30年3月末、機構の業務完了期限は平成35年3月末。

株式会社地域経済活性化支援機構において事業再生や地域活性化の支援が一層効果的に進められるよう、出資機能の強化を含め、必要な機能の拡充を行うもの。

## 特定組合出資業務（新規業務）

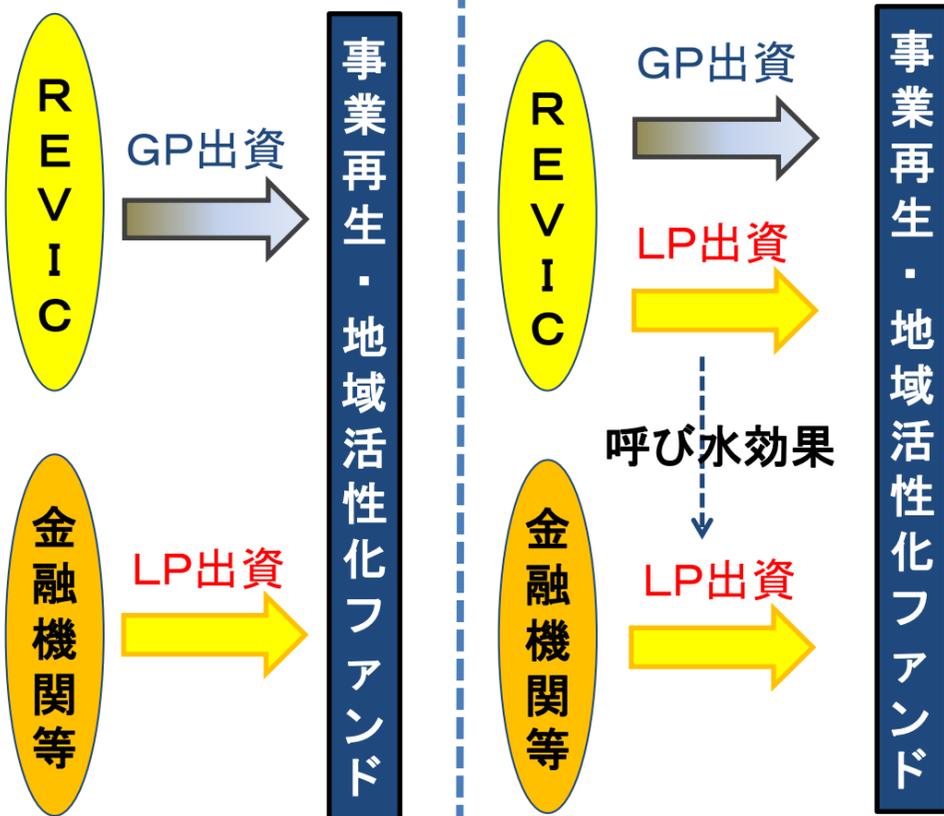
### 事業再生・地域活性化ファンドに対するLP出資機能を追加

【第22条第1項第7号、第32条の12関係】

- ◆ 民間資金の呼び水としてLP出資を行えるようにすることにより、事業再生・地域活性化ファンドの設立・資金供給を促進

<現行>

<法改正後>



GP: 無限責任組合員(ファンドへの出資及び業務執行)  
LP: 有限責任組合員(ファンドへの出資のみ)

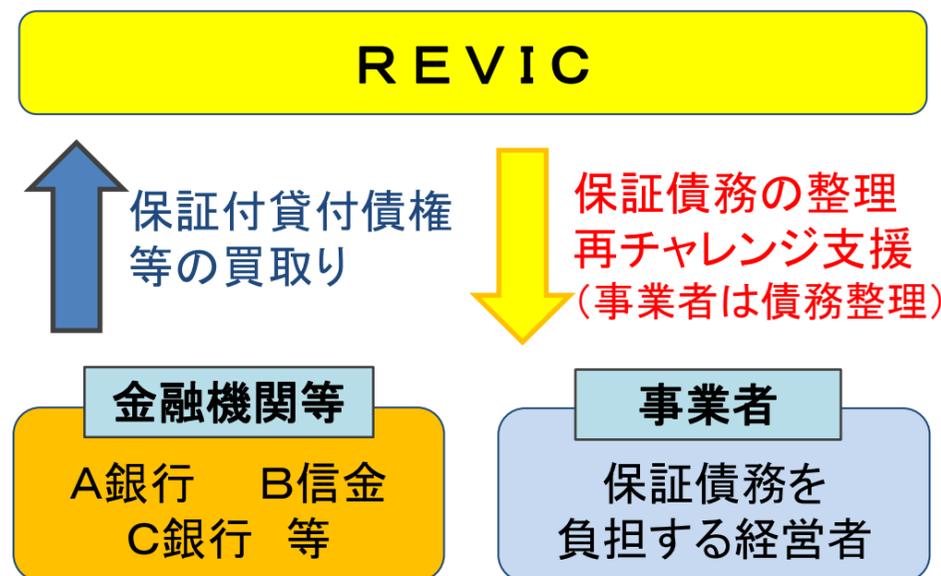
## 特定債権買取業務（新規業務）

### 経営者保証の付された貸付債権等の買取業務を追加

【第22条第1項第3号、第32条の2～第32条の8関係】

- ◆ 経営者保証の付された貸付債権等を買取り、経営者の保証債務を「経営者保証に関するガイドライン」に従い整理することにより、経営者の再チャレンジ支援を強化

保証債務を負担する経営者、事業者(主債務者)及び保証付貸付債権を有する金融機関等が連名で債権買取を申込み



## 特定専門家派遣業務の拡充

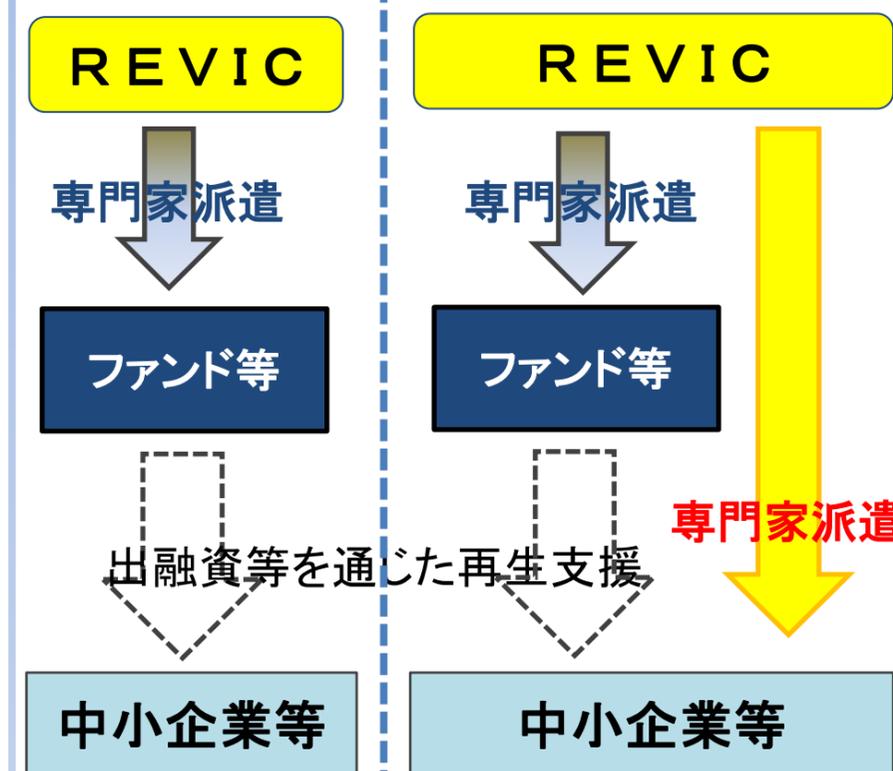
### 専門家派遣先の範囲を拡大

【第32条の11関係】

- ◆ 現在は金融機関・ファンド等に限定されている専門家派遣の範囲を、新たに機構が関与するファンド等の投資先事業者に拡大し、経営改善等の支援を強化

<現行>

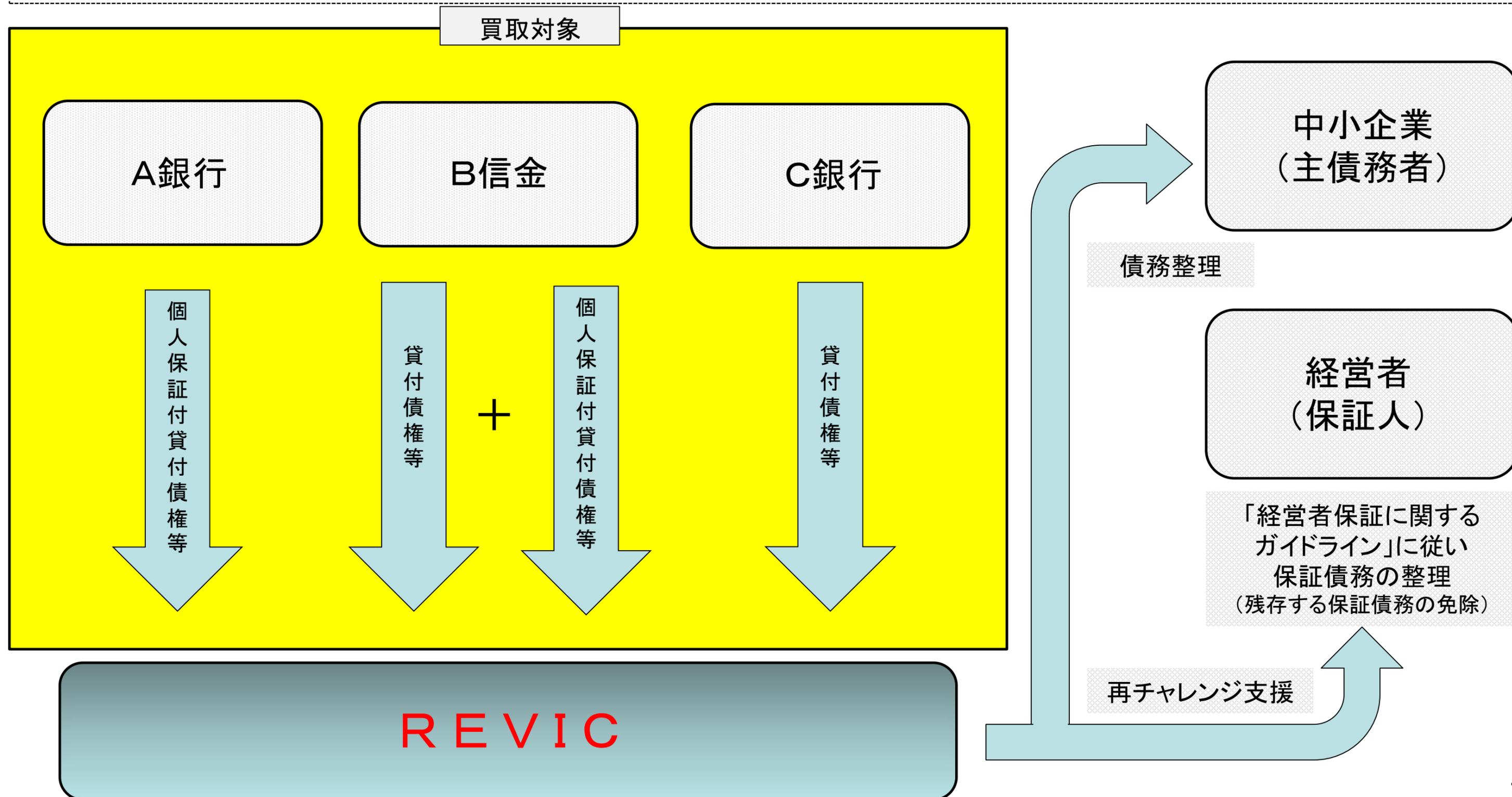
<法改正後>



# 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進等を通じた再チャレンジ支援の強化 ～個人保証付債権の買取業務を新たに追加～

【第22条第1項第3号、第32条の2～第32条の8関係】

保証債務を負担する経営者、事業者（主債務者）及び金融機関の連名による買取申込みに基づき、REVICが保証付債権等を買取り。経営者の保証債務を「経営者保証に関するガイドライン」に従い整理。



## 第二 3つのアクションプラン

### 一. 日本産業再興プラン

#### 6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

（地域活性化/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新）

##### ②地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

- ・ 地域経済活性化支援機構による地域の核となる企業の早期経営改善等を支援するファンドの設立・資金供給の促進を図るとともに、中堅・中小企業等の成長分野である健康・医療分野への進出を促進するため、中小企業基盤整備機構のファンド出資事業の投資対象の条件を拡大する。

##### ④地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等

（略）

さらに、地域金融機関等による地域経済活性化支援機構等を通じた地域企業の経営における専門人材の活用に重点的に取り組むとともに、同機構による地域の核となる企業の早期経営改善等を支援するファンドの設立・資金供給の促進を図る。【一部再掲】

（略）

### 二. 戦略市場創造プラン

**テーマ1**：国民の「健康寿命」の延伸

ii) 公的保険外のサービス産業の活性化

##### ②ヘルスケア産業を担う民間事業者等が創意工夫を発揮できる市場環境の整備

- ・ ヘルスケア産業に対して資金供給及び経営ノウハウの提供等を行い、新たなビジネスモデルの開発・普及を促していくため、地域経済活性化支援機構(REVIC)において、「地域ヘルスケア産業支援ファンド（仮称）」を年度内に創設し、地域におけるヘルスケア産業の創出・拡大の支援を図る。

**テーマ4**：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

テーマ4-② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

##### ③世界に通用する魅力ある観光地域づくり、外国人旅行者の受入環境整備及び国際会議等（MICE）の誘致・開催の促進と外国人ビジネス客の取り込み

- ・ 観光庁及び（株）地域経済活性化支援機構が相互に連携・協力のもと、観光を対象とした地域活性化ファンドを活用し、観光を軸とした地域活性化モデルを構築する。

# 「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」

(復興庁・産業復興の推進に関するタスクフォース 平成26年6月10日公表)

## 平成26年度の産業復興施策

### 2. 被災地域経済の好循環を実現するための施策

#### (1) 被災地域の中小企業の新たな取組・挑戦の支援

##### <中小企業の新たな取組・挑戦支援のための施策>

##### ●地域経済活性化支援機構の機能の拡充

地域経済活性化支援機構の出資機能の強化や、経営者保証の付された貸付債権等の買取業務を追加することなどを含む機構の機能の拡充を図る法改正を実施（改正法は平成26年5月16日公布）。今後、機構の機能を十全に活用することにより、被災地域において、中小企業等に対する事業再生支援や経営者の再チャレンジ支援を行っていくとともに、企業の経営改善・事業再生を支援するファンドや地域活性化を担う事業者を支援するファンドの設立・資金供給の促進を図る。

# 地域経済活性化支援機構の業務の進捗状況

## 再生支援の実績・相談受付状況

	平成25年3月18日 業務開始	(参考) 企業再生 支援機構
再生支援実績（26年10月1日現在）	20件	28件
うち、中堅・大企業	4件	7件
うち、中小企業	10件	11件
うち、医療法人・学校法人	6件	10件
相談受付件数（26年8月31日現在）	183件	
うち、金融機関等や事業者等において調整中のもの	88件	
うち、デューデリ等事業者・金融機関と具体的な調査・協議中のもの	23件	

## 専門家派遣の状況

特定専門家派遣決定実績（26年10月1日現在）	37件
うち、ファンド運営会社	13件
うち、地域銀行	21件
うち、信用金庫	2件
うち、信用組合	1件

## ファンド運営の状況

平成25年6月28日、事業再生・地域活性化ファンドの運営業務を行う子会社（REVICキャピタル株）を設立し、ファンド運営業務を実施

### <ファンド設立済案件>

#### (テーマファンド)

- ・観光活性化マザーファンド(平成26年4月設立)
- ・地域ヘルスケア産業支援ファンド(平成26年9月設立)

#### (地域ファンド)

- ・山口銀行等と連携した事業再生ファンド(平成25年9月設立)
- ・りそな銀行等と連携した事業再生ファンド(平成25年12月設立)
- ・北洋銀行等と連携した事業再生ファンド(平成26年3月設立)
- ・紀陽銀行等と連携した地域活性化ファンド(平成26年1月設立)
- ・滋賀銀行等と連携した地域活性化ファンド(平成26年4月設立)
- ・北洋銀行、青森銀行等と連携した地域活性化ファンド(平成26年5月設立)
- ・山口銀行等と連携した地域活性化ファンド(平成26年5月設立)

### <ファンド設立に向けて検討中の案件>

- ・地域の核となる企業の早期経営改善等を支援するファンド
- ・被災地域において地域活性化を担う事業者を支援するファンド

## 体制強化

- 大阪市内に、大阪オフィスを開設(平成25年10月)
- 地域活性化オフィスの体制強化
  - ー信用金庫、信用組合からの事業再生及び地域活性化に関する専用相談窓口(信金信組デスク)を設置(平成25年6月)
  - ー地域金融機関からの出向者13名(地銀8名、信金3名、信組2名)を受け入れ、今後も増員予定